

# 昭和中学校のいじめ防止基本方針

令和7年4月改訂  
佐伯市立昭和中学校

## 1 いじめの問題に係わる基本認識

いじめはどこの子どもにも、どの学校でも起こりえる問題であり、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであり、子どもたちの力だけでは解決が難しい問題もある。

本校においても、日常の教育活動を通して、いじめが決して許されないことだという意識を生徒に徹底させるとともに、生徒の発する小さなサインを見逃すことのないよう教職員は、日頃から丁寧に生徒の理解を図り、早期発見に努めている。しかし、特定の生徒に対する無視や言葉のいじめ、ネット上での中傷する書き込みなどいろいろなケースが起こっている。いじめは重大な人権問題であり、絶対に許されない行為であるとの教職員の認識が求められている。いじめられている生徒の立場に立ち、全力で守る覚悟が重要である。

そこで、いじめの問題解決に向けた学校の取組の流れを整理し、いじめの早期発見・早期対応をはじめ、校長のリーダーシップの下、学校だけの指導にとどまらず、保護者をはじめ、警察、児童相談所など関係機関等との連携体制のもとで組織的に迅速かつ適切な対応がはかれる校内体制づくりを進めていく。また、いじめを許さない仲間づくりは必要不可欠である。生徒の自尊感情を高め、善悪を判断する力を育て、仲間同士で問題解決に取り組めるための「知識」「意欲・態度」「技能(スキル)」の育成に粘り強く取りんでいきたい。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（引用：平成25年「いじめ防止対策推進法」）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとて絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会であってもいじめはいじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある

（引用：平成29年「大分県いじめ防止基本方針」）

### (3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌な恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

## ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮を行い、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとる。

(参考：平成25年5月大分県教育委員会「いじめ問題対応マニュアル」)

### (4) いじめと学校の安全配慮義務

学校は、教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務がある。いじめの問題においても、発生の未然防止と事態に応じた適切な措置を講じるための安全配慮義務がある。

具体的には次のような安全配慮義務がある。

#### ①学校側の一般的義務(親権者の保護義務とほぼ同様)

学校(教師)や保護者は、一人一人の児童生徒の性質や素行、集団生活の状況など、日頃から綿密に観察し、児童生徒の生命、身体などが害されないように注意する義務を負う。

#### ②いじめの本質を理解する義務

学校(教師)にはいじめの本質や特徴などについて学習・理解し、それを教育実践やいじめ防止に生かす義務がある。

#### ③児童生徒の実態を把握する義務

学校(教師)は、学校教育の場及びこれと密接に関連する生活場面における児童生徒の生活実態をきめ細かく観察し、いじめの発見に努める義務がある。

#### ④いじめの全容を解明する努力義務

学校(教師)は、いじめの全容につき、その実態を調査する義務を負う。児童生徒の家族から訴えがあったときは、この義務はより強く働く。学校は迅速にしかも慎重に当事者はもとより、周囲の児童生徒など広い範囲を対象に事情聴取するなど周到な調査をして実態の全容を正確に把握する義務を負う。

#### ⑤いじめ防止を置く義務

いじめの実態が明らかになった場合、学校(教師)は、いじめ防止のために、事態の危険性や切迫性の度合いに応じて、

ア 児童生徒全体に対する一般的な指導・説諭

イ 保護者との連携による対応

ウ 出席停止または校内謹慎措置、被害生徒の登校を見合わせる

エ 学校指定の変更または区域外就学の具申

オ 警察などへの援助要請

カ 児童相談所または家庭裁判所への通知

等の各種の措置をとる義務がある。

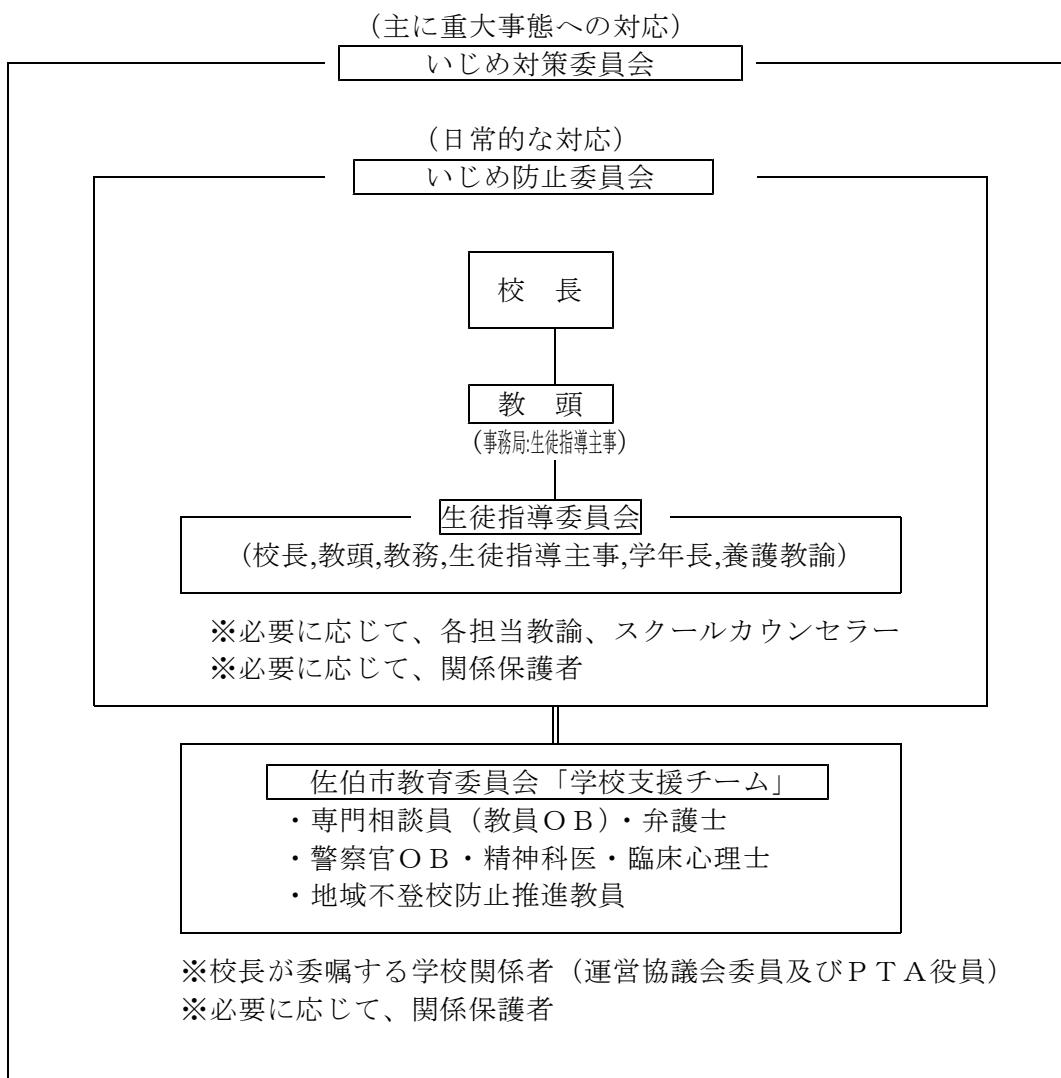
#### ⑥保護者に対する報告・協議の義務

学校(教師)は、いじめに関する事柄について保護者(被害者・加害者の親)に報告する義務を負う。また、学校は、いじめ防止について被害者及び加害者の保護者と協議する義務がある。

(引用：平成18年11月佐伯市教育委員会「生徒指導に係る緊急会議」資料を一部加筆)

### 3 いじめ対応と未然防止の方向

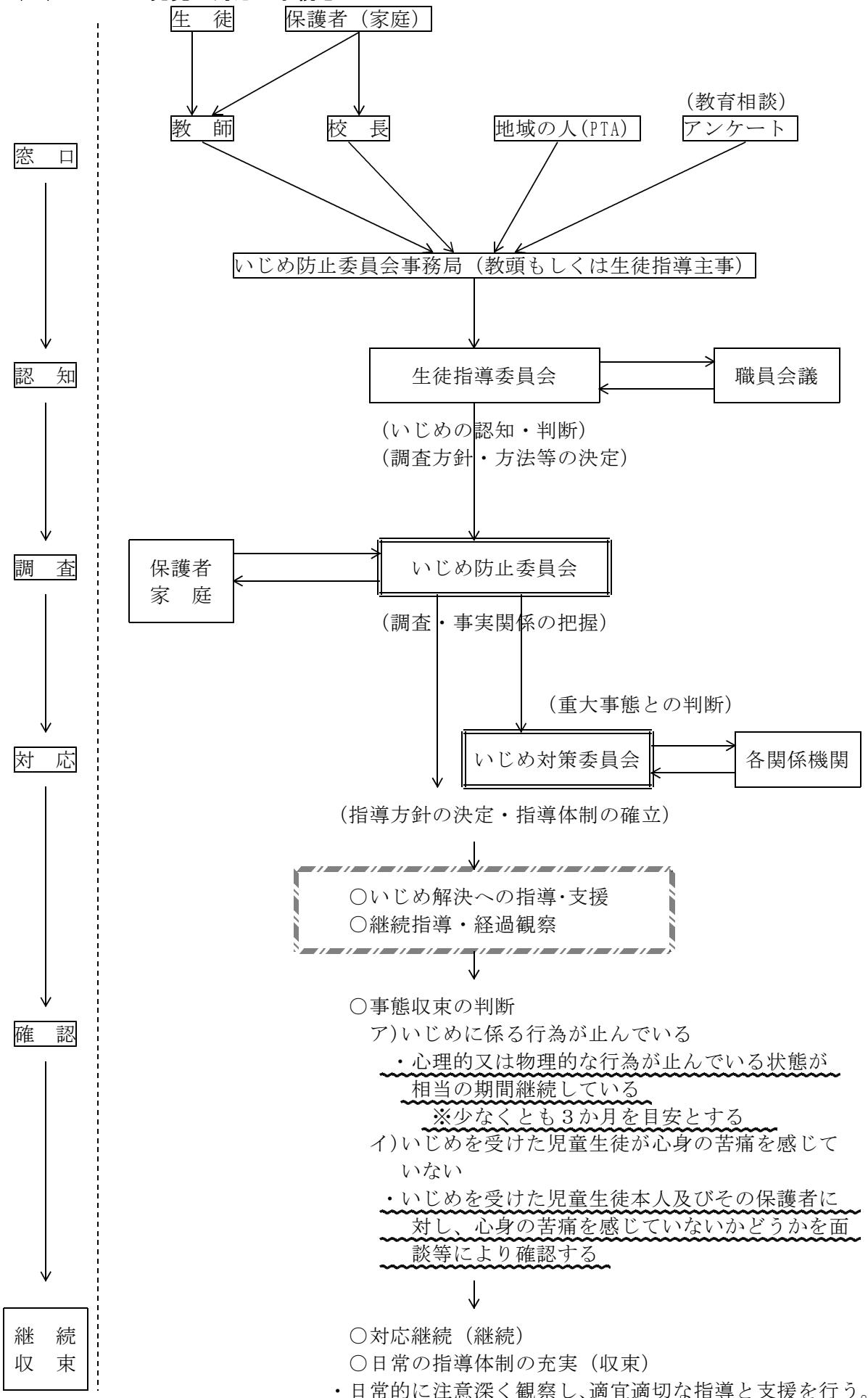
#### (1) いじめ対応の組織



#### 重大事態の発生とは

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
    - 児童生徒が自殺を企図した場合
    - 身体に重大な損傷を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
    - 年間30日を目安で、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
  - ウ) 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった時
    - 学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。
- (引用：平成29年「大分県いじめ防止基本法」一部改定)

## (2) いじめの発見と対応の手続き



### (3) いじめ対応の具体

いじめ		[いじめの基本認識] いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図る。		
被害生徒からの事実確認及び保護者への対応		〔緊急対応のポイント〕 管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。		
〔生徒〕	〔保護者〕	□保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。 □生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。 □生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。	□保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。 □生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。	
	〔保護者〕			
対応方針の決定及び役割分担		□管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。 □収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるよう、教師の情報連絡体制を整える。		
いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認		□5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。 □いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。 □周囲の生徒から聞き取る際には、例えばグループで面接し「困っている友達はいないかな」などの問い合わせから聞き取りを行うなどの工夫を行う。		
いじめた生徒・保護者への対応		□家庭訪問（または保護者召喚）等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。 □生徒に確認した事実に基づき行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝えるそして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。 □教育上必要があると認めるときは、いじめた生徒を教室以外の場所で学習させる。また、懲戒を加える。 □保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。		
学級・学年全体への指導		□いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。 □いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。		
指導の継続		□担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。 □関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。		
関係機関との連携		□生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。 □暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に所轄警察署に通報し、援助を求める。 □インターネットを通じたいじめは、情報の削除や発信者情報の開示等、速やかに法務局へ協力を求める。 □地教委「学校支援チーム」へ協力を依頼し、指導・助言を求める。		

#### 指導上の留意点

○いじめに関する校内体制の確立

- ・生徒指導主事を中心に教師の認識を高める取組や、悩み調査・緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、生徒・保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備し、学校と関係者によって構成されたいじめ防止のための組織を置く。→ いじめ防止委員会

○いじめを許さない学校・学級づくり

- ・生徒会活動や学級活動等を通じて、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。 日常の道徳教育や体験活動を充実させ、豊かな情操と道徳心を培う。

○教育相談の充実

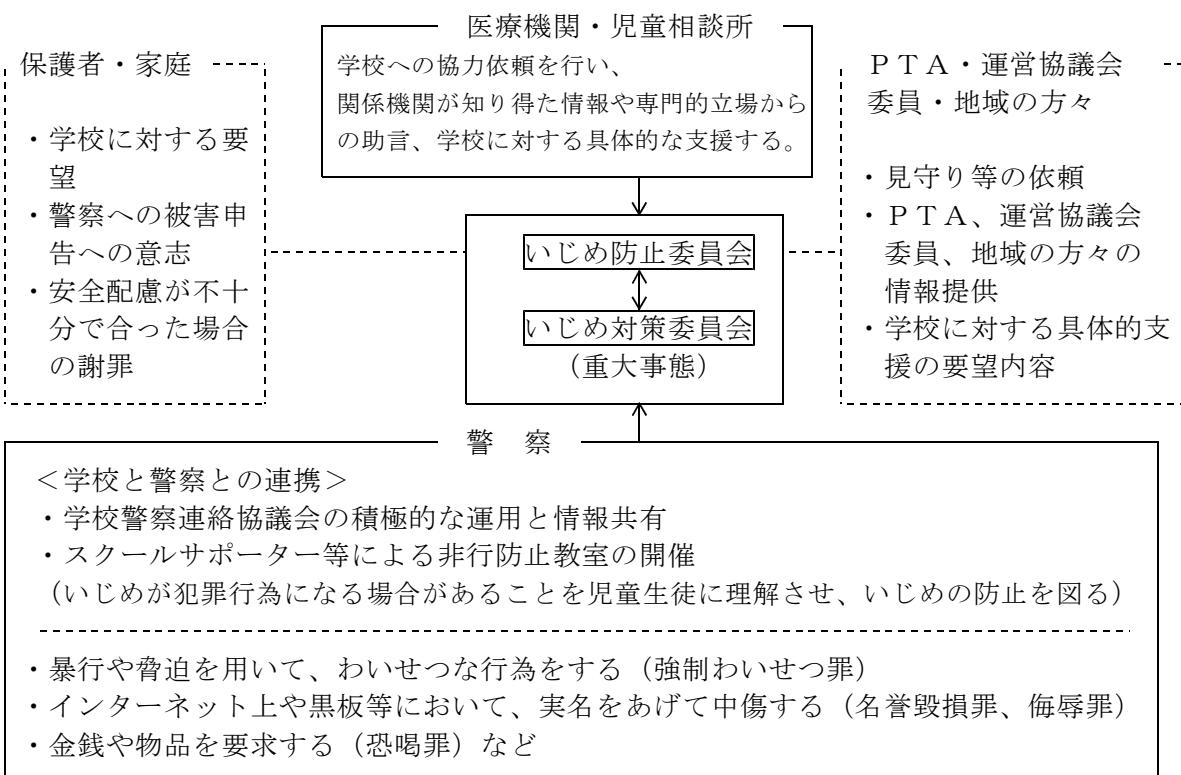
- ・定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法を工夫して行う。

○保護者・地域との連携

- ・保護者や地域からの情報が得やすいうように、PTA活動等で定期的に連絡を取り合うなどの連絡体制を確立しておこう。また、いじめの重要性に関する理解を深めるための啓発を行うとともに、家庭で規範意識を養い、学校の行ういじめ防止の措置に対する協力を求める。

(本校の学校防災計画より抜粋)

#### (4) 保護者及び関係機関との連携



#### (5) いじめの未然防止の方向

- 学習指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- 道徳教育の充実
  - ・多様な価値観と道徳的心情の習得
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- 情報モラル教育の充実
  - ・面談の定期開催
- 教育相談の充実
  - ・学校公開の実施
- 保護者、地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知

### 4 いじめ防止の措置

#### (1) 早期発見

##### ①観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけ、子どものようすに注意をはらう。  
また、日常の日記や日誌等を通して子どもの理解をする。

##### ②情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。学校の相談窓口（教頭もしくは生徒指導主事）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすいように工夫する。また、ネット上のいじめ（X（旧ツイッター）やフェイスブックなど）の発見をする情報収集を教師が行う。

③アンケート調査等

毎月「いじめに関するアンケート調査」を実施し、いじめ予防のための教職員意識調査を活用するなど、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握する。

④教育相談の実施

スクールカウンセラーの活用や各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び佐伯市福祉関係部署との連携を図る。

**(2) 「ネット上のいじめ」への措置**

①学校（教師）による状況把握

- サイトの定期的点検
- 携帯やスマホの所持率、ライン等の使用率調査
- 保護者への啓発

②児童生徒への対応

- 被害者児童生徒への対応  
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
- 加害者児童生徒への対応  
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- 全校の児童生徒への対応  
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

③保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

④書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

（参考：平成25年5月大分県教育委員会「いじめ問題対応マニュアル」）

### (3) いじめ当事者等へのかかわる姿勢

	①被害生徒への支援	②加害生徒への指導	③友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと</li> <li>プライバシーの保護を十分配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめは決して許されない行為であること</li> <li>いじめられた側の心の痛みに配慮すること</li> <li>自分の行為が重大な結果に繋がったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめられた側の心の痛みに配慮すること</li> <li>いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと</li> <li>プライバシーの保護</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体の被害状況(負傷している場合、病院での診療状況)</li> <li>金品の被害状況</li> <li>警察への被害申告の意志</li> <li>カウンセリングの必要性</li> <li>適応教室での対応の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリングの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリングの必要性</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発や潜在化</li> <li>P T S D、自殺危険度のアセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者の心理的背景</li> <li>加害者が被害者になること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観衆、傍観者も被害者になること</li> </ul>

(引用：平成25年5月大分県教育委員会「いじめ問題対応マニュアル」)

### (4) 年間の主な指導計画（令和6年度）

月	年間指導計画	教職員の研修等
4月	仲間づくり、防災訓練、生活実態調査	研修会（第1回） (いじめ防止基本方針について)
5月	生活実態調査、2年職場体験学習	
6月	生活実態調査、教育相談（全員） 生徒会の取組、人権学習	研修会（第2回）
7月	生活実態調査	1学期の振り返りと2学期の準備
8月	生活実態調査	スキルアップ研修
9月	生活実態調査、修学旅行	
10月	生活実態調査、昭和FESTA ヒューライツフォーラム佐伯	研修会（第3回）
11月	生活実態調査、教育相談（全員）	
12月	薬物乱用防止教室（講話）、生活実態調査	2学期の振り返りと3学期の準備
2月	生活実態調査	研修会（第4回）
3月	卒業式、修了式、情報モラル講演会（講話） 生活実態調査、教育相談（全員）	3学期の振り返りと次年度の準備